

X - 1 - 1 - 1 - 02
5 年 保 存

秋 本 交 制 第 1 2 0 号
平 成 1 9 年 7 月 2 7 日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

警察署長駐車許可取扱要領の改正について（例規）

警察署長の行う駐車許可の取扱要領については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第45条第1項ただし書及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第7条の規定に基づき、「警察署長駐車許可取扱要領の一部改正について（例規）」（平成18年8月3日付け秋本交制第98号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、細則の一部が改正されたことから、事務の適正と斉一を図るため、別添のとおり「警察署長駐車許可取扱要領」を改正し、平成19年8月1日から運用することとしたので取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は平成19年7月31日をもって廃止する。

警察署長駐車許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第1項ただし書及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第7条の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）の行う駐車許可（以下単に「駐車許可」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 駐車許可の基本

法第45条第1項ただし書の規定による駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分（法第44条の規定に基づき停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び法第45条第2項の規定に基づき無余地となる場所を除く。）に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量して前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。したがって、駐車許可は、真にやむを得ない場合の許可にとどめることを基本とし、申請理由を十分検討した結果、許可することによって当該地域の交通の安全と円滑の確保に著しい影響を及ぼす場合のほか、他の代替手段により目的が達せられる場合等には、許可しないものとする。

なお、真にやむを得ないと認めて許可する場合であっても、交通の安全と円滑を確保するため必要な条件を付し、交通の規制の効果が失われないようにしなければならない。

第3 駐車許可の期間等

1 期間

恒常的に同一の場所に駐車しなければならないものについては、1年間を限度として許可することができるものとする。ただし、一般交通に影響を及ぼすことのないよう必要以上の期間を許可することのないようにするとともに、できる限り時間帯を限定して許可をすることとし、時間帯を限定し難い特別の事情があるものについては、駐車時間を条件に付すること。

2 場所

- (1) 駐車を許可する場所の範囲は、申請のあった警察署の管轄区域内に限るものとする。
- (2) 駐車を許可する場所については、個々具体的に限定し、必要最小限度の範囲とする。

第4 駐車許可事務の取扱い

1 申請書類

署長は、駐車許可を受けようとする者から細則第7条第2項の規定に基づく様式第8号の駐車許可申請書が提出されたときは、同条第3項各号に掲げる書類又はその写しが添付されていることを確認するとともに、訪問介護事業等に使用する被雇用者等が所有する車両については、当該事業所による申請であり、かつ、当該事業所が作成する同業務に使用する車両であることを証する書面又はその写しを添付させるものとする。

2 駐車許可手続

(1) 署長は、上記 1 の申請書を受理したときは、駐車許可申請受理簿（別記様式）に登載の上、その申請がやむを得ないか否かを細則第 7 条第 1 項各号の規定に基づき審査し、不備な点については是正を求めるほか、必要により現地調査を行った上で許可の適否を判断するものとする。

(2) 許可番号は受理番号と同一番号とする。

3 処理期間

3 日以内とする。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条に規定する県の休日は除くものとする。

4 駐車許可申請の受理及び処理の専決

駐車許可申請の受理及び処理について、幹部交番の所長は専決することができるものとする。

駐車許可事務取扱要領新旧対照表

新	旧
<p>第1 目的 この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第1項ただし書及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第7条の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）の行う駐車の許可（以下単に「駐車許可」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 駐車許可の基本 法第45条第1項ただし書の規定による駐車許可は、<u>駐車規制の対象とされる道路の部分（法第44条の規定に基づき停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び法第45条第2項の規定に基づき無余地となる場所を除く。）に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量して前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。したがって、駐車許可は、真にやむを得ない場合の許可にとどめることを基本とし、申請理由を十分検討した結果、許可することによって当該地域の交通の安全と円滑の確保に著しい影響を及ぼす場合のほか、他の代替手段により目的が達せられる場合等には、許可しないものとする。</u> なお、真にやむを得ないと認めて許可する場合であっても、交通の安全と円滑を確保するため必要な条件を付し、交通の規制の効果が失われないようにしなければならない。</p> <p>第3 駐車許可の期間等</p> <p>1 期間 <u>恒常に同一の場所に駐車しなければならないものについては、1年間を限度として許可することができるものとする。ただし、一般交通に影響を及ぼすことのないよう必要以上の期間を許可することのないようにするとともに、できる限り時間帯を限定して許可をすることとし、時間帯を限定し難い特別の事情があるものについては、駐車時間を条件に付すること。</u></p> <p>2 場所 (1) <u>駐車を許可する場所の範囲は、申請のあった警察署の管轄区域内に限るものとする。</u> (2) <u>駐車を許可する場所については、個々具体的に限定し、必要最小限度の範囲とする。</u></p> <p>第4 駐車許可事務の取扱い</p> <p>1 申請書類 署長は、駐車許可を受けようとする者から細則第7条第2項の規定に基づく様式第</p>	<p>第1 目的 この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第1項ただし書、<u>同法第49条の2第5項及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第7条の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）の行う駐車許可（以下単に「駐車許可」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第2 駐車許可の基本 駐車許可の取扱いは、<u>真にやむを得ない場合の許可にとどめることを基本とし、申請理由を十分検討した結果、許可することによって当該地域の交通の安全と円滑の確保に著しい影響を及ぼす場合のほか、規制時間外においてその目的が達せられる場合又は他の代替手段により目的が達せられる場合等には、原則として許可しないものとする。</u> なお、真にやむを得ないと認めて許可する場合であっても、交通の安全と円滑を確保するため必要な条件を付し、交通規制の効果が失われないように行わなければならない。</p> <p>第3 駐車許可の基準 <u>細則第7条第2項に規定する許可の理由及び基準については、次のとおりとする。</u></p> <p>1 「公益上やむを得ないものと認められるもの」とは、<u>電気、ガス、水道工事、訪問介護事業等公共性がある事業に使用する車両に係る申請であって、次に掲げる事項のすべてを満たす場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>申請に係る日時及び場所以外に駐車場所を確保することができないと認められるとき、又は申請に係る日時及び場所以外の日時及び場所においては、当該申請に係る駐車目的が達せられないこと。</u></p> <p>(2) <u>申請に係る日時及び場所において、より影響の少ない日時又は道路の部分指定して許可することによっては、当該目的が達せられないこと。</u></p> <p>(3) <u>申請に係る駐車の必要性が、交通の妨害となる程度と比較して、不許可とする必要性を上回るものであること。</u></p> <p>2 「社会慣習上やむを得ないものと認められるもの」とは、<u>冠婚葬祭、引越、地域の祭礼行事等社会の慣習として広く認められているものをいう。</u></p> <p>第4 駐車許可の条件</p> <p>1 期間等 <u>恒常に同一の場所に駐車しなければならないものについては、1年間を限度とし</u></p>

8号の駐車許可申請書が提出されたときは、同条第3項各号に掲げる書類又はその写しが添付されていることを確認するとともに、訪問介護事業等に使用する被雇用者等が所有する車両については、当該事業所による申請であり、かつ、当該事業所が作成する同業務に使用する車両であることを証する書面又はその写しを添付させるものとする。

2 駐車許可手続

(1) 署長は、上記1の申請書を受理したときは、駐車許可申請受理簿（別記様式）に登載の上、その申請がやむを得ないか否かを細則第7条第1項各号の規定に基づき審査し、不備な点については是正を求めるほか、必要により現地調査を行った上で許可の適否を判断するものとする。

(2) 許可番号は受理番号と同一番号とする。

3 処理期間

3日以内とする。ただし、秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する県の休日は除くものとする。

4 駐車許可申請の受理及び処理の専決

駐車許可申請の受理及び処理について、幹部交番の所長は専決することができるものとする。

（削除）

て許可することができるものとする。ただし、一般交通に影響を及ぼすことのないよう必要以上の期間許可することのないようにするとともに、できる限り時間帯を限定して許可を行うこと。不定期で時間帯を限定しがたい特別の事情があるものについては、駐車時間を条件に付すること。

2 場所

(1) 許可区域の範囲は、申請のあった警察署の管轄区域内に限るものとする。

(2) 駐車を許可する場所については、個々具体的に限定し、必要最小限度の範囲とする。

第5 駐車許可事務の取扱い

1 申請

(1) 駐車許可を受けようとする者には、細則第7条第1項に基づく様式第8号の申請書を1件につき正副2通及び自動車検査証の写しを提出させなければならない。ただし、同一の車両において、駐車の間、時刻、場所等を記載した書面を添付することにより一括して申請することができるものとする。

(2) 署長は、申請者と駐車許可を受けようとする車両との関係を明らかにしなければならないときは、前記(1)の提出書類のほか、審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

(3) 訪問介護事業に使用する個人車両については、当該事業所による申請であり、かつ当該事業所が作成する同業務に使用する車両であることを証する書面の提出を求めるものとする。

2 駐車許可手続

(1) 署長は、上記1の申請書を受理したときは、駐車許可申請受理簿（別記様式）に登載の上、その申請がやむを得ないか否かを上記第3の駐車許可の基準に従い審査し、不備な点については是正を求めるほか、必要により現地調査を行った上で許可の適否を判断するものとする。

(2) 許可番号は受理番号と同一番号とする。